

夏季休業前に児童生徒等の性暴力被害防止に係る啓発資料の活用や、令和5年における刑法等改正を受けた児童生徒等向けのリーフレットの改めでの周知等をお願いするものです。

事務連絡
令和8年7月14日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課
各国公立大学担当課
各公立短期大学担当課
各国公立高等専門学校担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省高等教育局学生支援課

児童生徒等の性暴力被害防止に係る啓発資料の活用及び令和5年における
刑法等改正を受けた児童生徒等向けのリーフレットの周知について（依頼）

夏季休業期間中は、児童生徒等の生活環境や交友関係が変化するとともに、SNS等を通じた性暴力被害等に巻き込まれることが懸念されます。

このため、令和5年の「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号）（以下「刑法等」）の改正にかかる児童生徒等向けリーフレットを改めて周知するとともに、各学校においては、夏季休業前の指導の機会等を活用し、児童生徒等に対する注意喚起や相談窓口の周知を行い、啓発資料等を適宜御活用いただくようお願いします。

具体的には、法務省では、令和5年の刑法等の改正を受け、別添のとおり、児童生徒等向けのリーフレットを作成しておりますので改めて周知いたします。各学校設置者等におかれては、刑法等改正法等の趣旨及び意義等を御理解の上、児童生徒等が性

犯罪の加害者にも被害者にもならないよう、各学校における教育活動等において活用いただけるようお願いいたします。

また、内閣府では、内閣府男女共同参画局公式YouTube及び内閣府HPにおいて、性暴力被害防止や性的同意に関する動画、啓発資料等を広く一般向けに公表するとともに、SNS等を通じて夏季休業前の注意喚起を行っていますので、貴課においても各地域の実情等に応じて活用を検討くださるようお願いいたします。

加えて、性犯罪・性暴力に児童生徒及び学生が直面した際、相談窓口（「#8103」、「#8891」、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」）等の情報を提供いただくことを始めとして、被害を受けた児童生徒及び学生に親身に寄り添い、安心して学業に取り組める環境を提供いただくようお願いいたします。

さらに、文部科学省では、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための「生命（いのち）の安全教育」を推進しているところ、改めて文部科学省にて作成した教材、指導の手引き、教員向け研修動画、実践事例集等について周知しますので、各学校や地域の状況に応じて、積極的に「生命（いのち）の安全教育」を実施していただきますようお願いいたします。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の私立学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課におかれては所轄の学校に対して、各国公私立大学・各公私立短期大学担当課・各国公私立高等専門学校担当課におかれては学内及び附属学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の専修学校に御周知くださるようお願いいたします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、貴課において必要に応じて御判断いただきますよう、お願い申し上げます。

【別添】刑法等改正にかかる児童生徒等向けのリーフレット（法務省作成）

- ・【小学生向け】法務省リーフレット

<https://www.moj.go.jp/content/001404802.pdf>

- ・【中高生向け】法務省リーフレット

<https://www.moj.go.jp/content/001404806.pdf>

- ・【大学生向け】法務省リーフレット

<https://www.moj.go.jp/content/001404808.pdf>

【参考情報】

- 性犯罪関係の法改正等 Q & A（法務省 HP）

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html



- 性暴力に関するパンフレット（内閣府 HP）

- ◇一般用「あなたは悪くない～もしものときのために知っておいてほしいこと～」

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/pdf/pamphlet_r05_02.pdf



- ◇保護者・こどもとかかわりのある大人用「こどもたちのためにできること～性被害を受けたこどもの理解と支援～」

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/pdf/pamphlet_r05_03.pdf



- 性暴力被害防止に関する動画（内閣府男女共同参画局公式 YouTube）

- ◇性的同意に関する動画「今こそ知りたい！性暴力のこと」～正しい知識を身につけよう～

<https://www.youtube.com/watch?v=WuLhZ1CuEKY>



- ◇同意のない性的な行為は性暴力です

<https://www.youtube.com/watch?v=d4lYvYpmVD0>



- ◇性被害の相談先、知っていますか？

<https://www.youtube.com/watch?v=41GZoe-bqs0>



- 「生命（いのち）の安全教育」教材、指導の手引き、動画教材、実践事例集等（文部科学省 HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



（担当）

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画企画係

電話：03-5253-4111（内線：3268）

Mail：danjo@mext.go.jp

子どもを守るための 法律のルールってどんなものがあるの？



そんなことはありません！

あなたの体はあなただけのもので、とっても大切なもの。

ほかの人が勝手にさわってはいけないんだよ。

あなたのからだの水着でかくれる部分などの自分だけの大切なところをさわられたら、

それは犯罪の被害です。わるいのは、あなたではなく、さわった人です。

それは、あなたが男子でも女子でも同じこと。

親や学校の先生など、信頼できる大人にすぐに相談しましょう。

そのほかにも

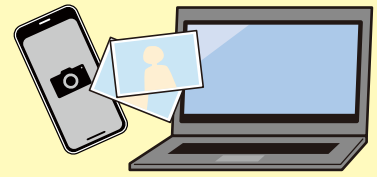
服ぬいで。
写真
とらせてよ。



はだかの写真をとられてしまった...

子どものはだかや

下着すがたの写真・動画をとることは、犯罪です。



SNSで知り合った人から...



わたしも
同じ年だよ！
仲良くなれて
うれしい
わたしも！
今度会おうよ
女の子同士だ
から安心だよ

会いたいね！
そうだね～
日曜会おうよ
かわいい服
買ってあげる
ほんとに？
やったー！

写真とって
送ってよ
どんな写真？
はだかの写真
服ぬいで、
胸みせた写真を
とって送って
みんな
やってるよ



こんな
メッセージがきた...

子どもに、

- うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、体をさわったりする目的で、会おうと言うこと
- 自分のはだかの写真・動画をとって送るように言うことは、犯罪です。



困ったときはここに相談してみよう

人権相談（法務局）

● こどもの人権110番

無料 ☎ 0120-007-110

● SNS (LINE) 人権相談



● こどもの人権SOSミニレター ※全国の小・中学校で配布しています

性犯罪被害相談（警察）

（ハートさん）

無料 ☎ #8103 ※24時間受付

子供のSOSの相談窓口（文部科学省）

● 子供のSOSの相談窓口

● 24時間子供SOSダイヤル

（なやみ言おう）

無料 ☎ 0120-0-78310 ※24時間受付



性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

（はやくワンストップ）
無料 ☎ #8891

※24時間受付



性暴力に関するSNS相談（チャット）

「Cure time（キュアタイム）」

※毎日17時～21時受付



親子のための
相談LINE



※お住まいの地域に
よって受付時間が
異なります。

児童相談所
虐待対応ダイヤル

（いちばやく）
無料 ☎ 189
※24時間受付



保護者の方へ

2023年（令和5年）6月に、
性犯罪についての法律が改正されました。



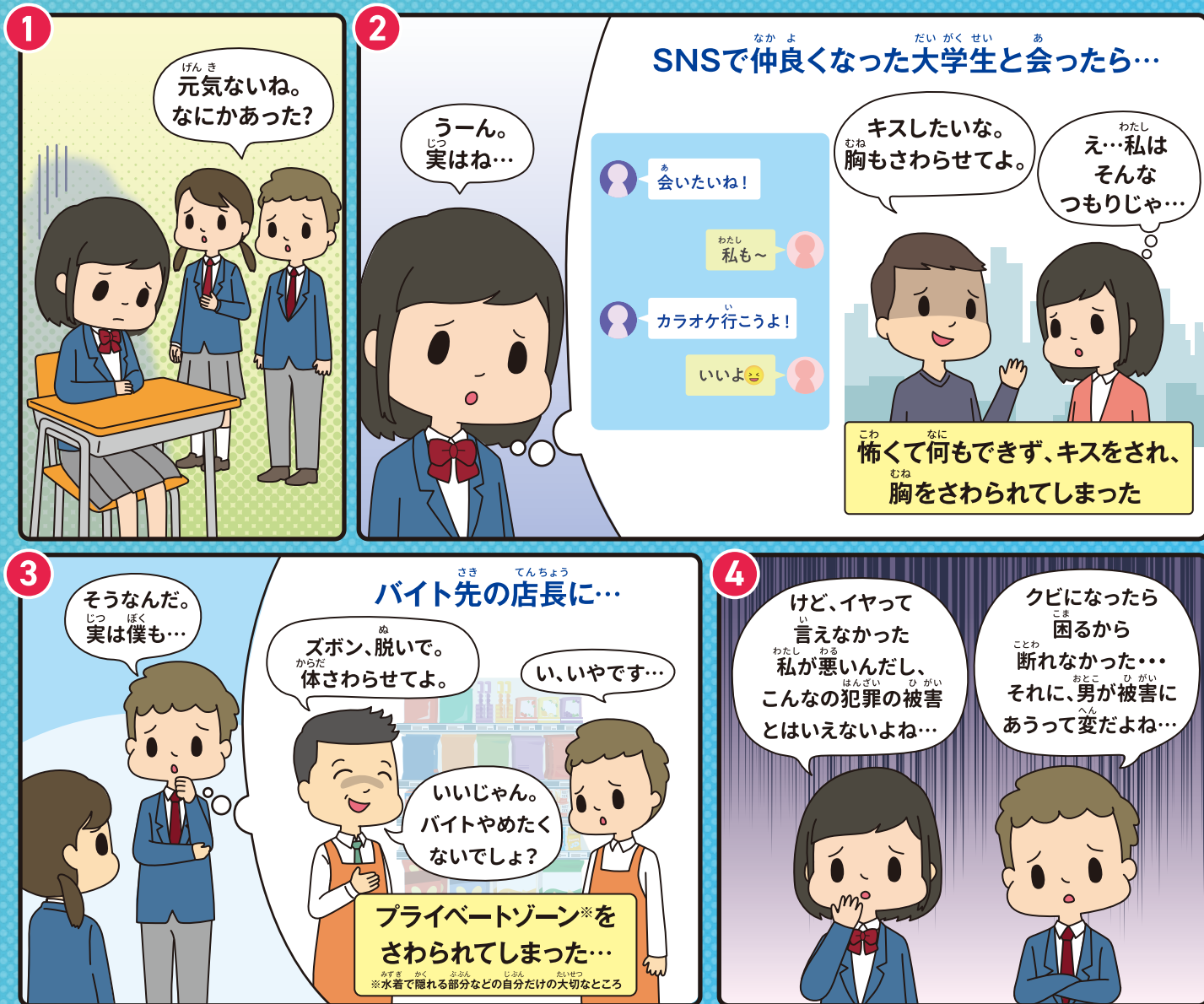
法教育
マスコットキャラクター
ホウリス君

詳細は
法務省HPへ



知っておこう！

性犯罪^{せい はん ざい}についての法律^{ほう りつ}ってどんなもの？



そんなことはありません！

たとえば、「暴行」、「脅迫」、「障害」や、「虐待」、「フリーズ状態※1」、「立場による影響力」などが原因となって、

「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または、「イヤ」をつらぬくことが難しい状況で、
性的な行為がされた場合、それは、

「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」という犯罪の被害です！

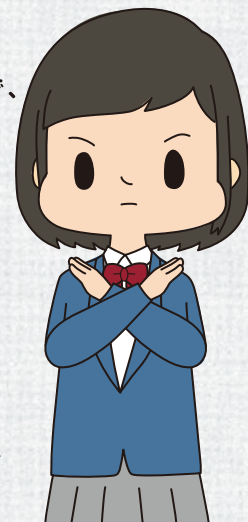
このような状況ではなくても、**13歳未満(12歳以下)**の人が性的な行為をされた場合、あるいは、

13歳以上16歳未満(15歳以下)の人が、**5歳以上**年上の人に性的な行為をされた場合は、

イヤかどうかにかかわらず、**「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」の被害です。**

また、男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。

※1 性被害にあったとき、予想外の出来事に直面したことなどで、体が動かなくなってしまう状態



そのほかにも・・・法律が改正されて、新しい規定ができました。

くわしくは
ほうむしょう
法務省
HPへ



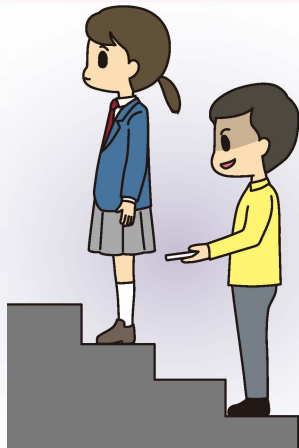
性的な部位や下着が写っている写真や動画を、

たとえ
例えば

- 盗撮された場合
- 「イヤ」と言ったのに無理やり撮影されたり、怖くて「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影された場合は、「撮影罪」という犯罪の被害です。

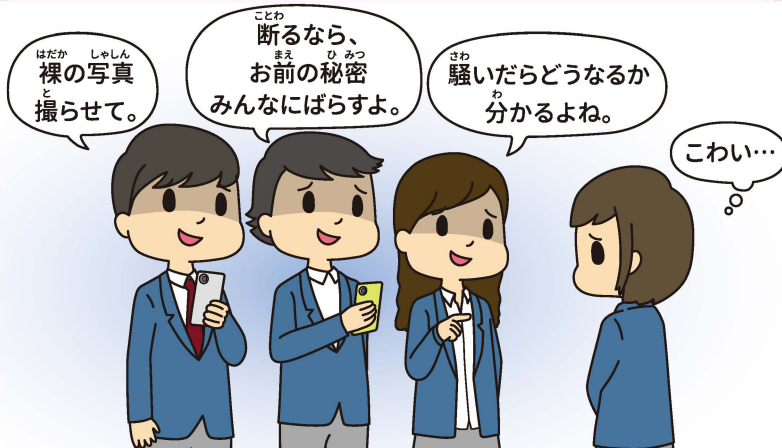
また、撮影される人が16歳未満の場合※2は、その人がイヤかどうかにかかわらず、「撮影罪」の被害です。

駅のエスカレーターで…



下着を盗撮された…

部活動の先輩たちに…



裸の写真を撮られてしまった…

16歳未満の人※2に、

たとえ
例えば

- 性的な行為をする目的で、うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、会うことを要求することや、そのような要求の結果、会うこと
- 自分の性的な写真や動画をとって送信するように要求すること

も、「面会要求等罪」という犯罪です。



※2 被害者が13歳以上16歳未満である場合は、その人より5歳以上年上の人が行ったとき。

被害に遭った、あるいは、被害に遭ったかと思った場合は迷わず相談してください

人権相談 (法務局)

●こどもの人権110番

無料 ☎ 0120-007-110

●SNS (LINE) 人権相談



●こどもの人権SOSミニレター ※全国の小・中学校で配布しています

平日
午前8時30分
～
午後5時15分

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター

(はやくワンストップ)
無料 ☎ #8891
※24時間受付



性暴力に関するSNS相談 (チャット)

「Cure time (キュアタイム)」

※毎日17時～21時受付



性犯罪被害相談 (警察)

(ハートさん)
無料 ☎ #8103 ※24時間受付

子供のSOSの相談窓口 (文部科学省)

●子供のSOSの相談窓口

●24時間子供SOSダイヤル

(なやみ言おう)

無料 ☎ 0120-0-78310 ※24時間受付



親子のための 相談LINE



※お住まいの地域に
よって受付時間が
異なります。

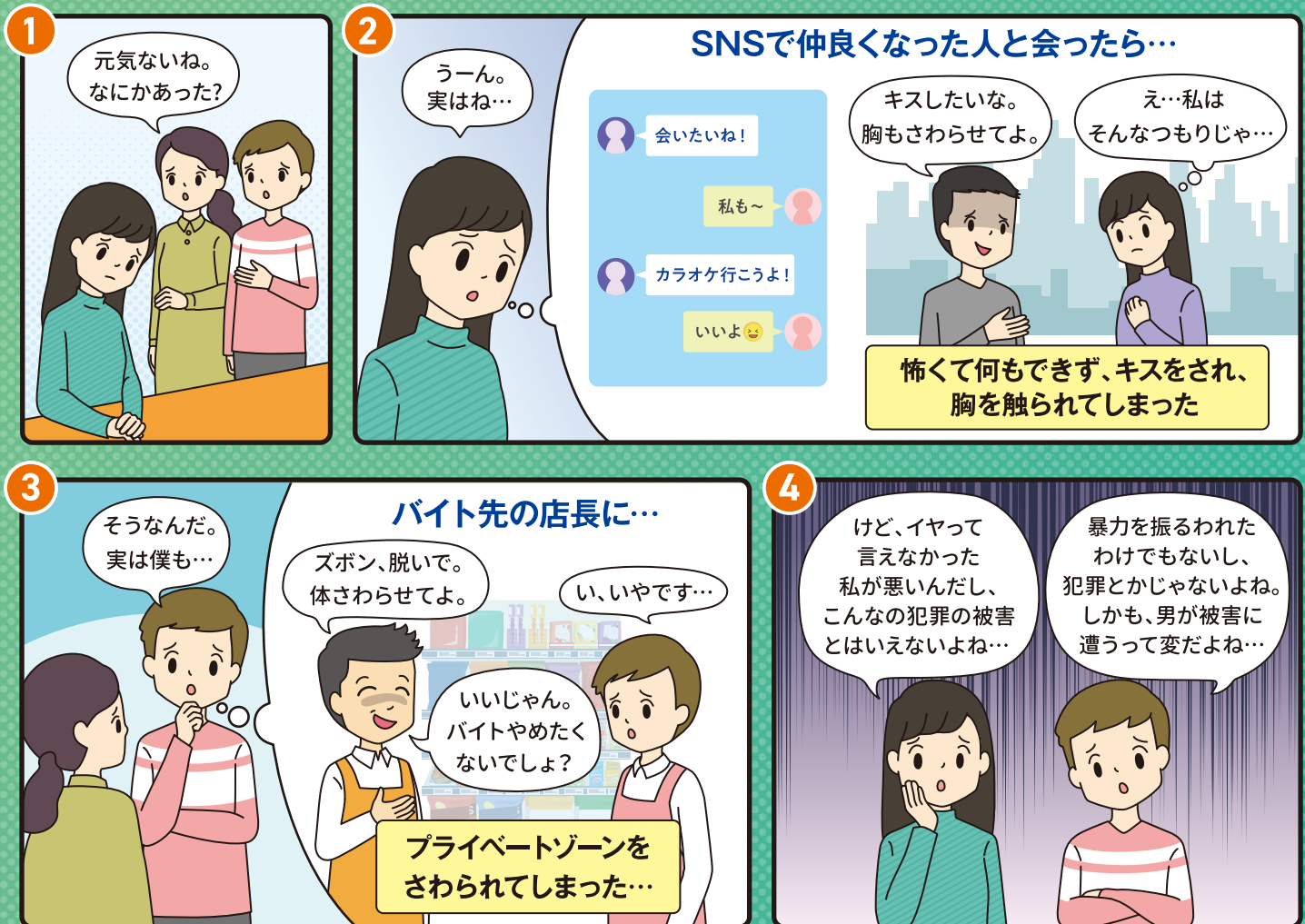
児童相談所 虐待対応ダイヤル

(いちばやく)
無料 ☎ 189
※24時間受付



あなたにも知ってほしい

性犯罪についての法律が変わりました



そんなことはありません！

例えば、「暴行」や「脅迫」のほか、「アルコール」、「薬物」、「障害」、「睡眠」、「フリーズ状態※¹」、「虐待」、「立場による影響力」などが原因となって、

「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または、「イヤ」を言うことが難しい状況で、性的な行為がされた場合、それは、

「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」という犯罪の被害です！

また、男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。

※¹ 性被害にあったとき、予想外の出来事に直面したことなどで、体が動かなくなってしまう状態



さらに

このような状況ではなくても、**13歳未満(12歳以下)**の子どもに対して、性的な行為をした場合、あるいは、**13歳以上16歳未満(15歳以下)**の子どもに対して、その人より5歳以上年上の人が性的な行為した場合、その子どもがイヤと思っているかどうか(同意しているかどうか)にかかわらず、**「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」**が成立します。



撮影罪・提供罪

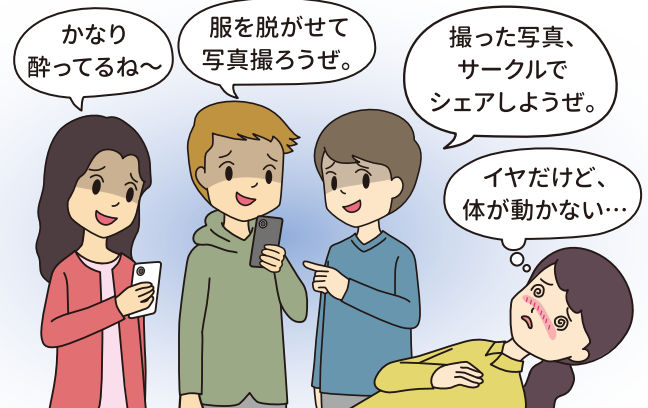
人の性的な部位・下着を、

- 例えば
- 正当な理由なく、ひそかに撮影する行為
 - 「イヤ」と言っているのに無理やり撮影する行為、
「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影する行為
 - このようにして撮影された写真・動画を
人に提供する行為

は、「**撮影罪**」・「**提供罪**」という犯罪です。

また、撮影される人が**16歳未満の子どもの場合**※²は、
その子どもが同意しているかどうかにかかわらず、
「撮影罪」や「提供罪」が成立します。

サークルの飲み会でお酒を飲ませて・・・



裸の写真を撮られてしまった・・・

面会要求等罪

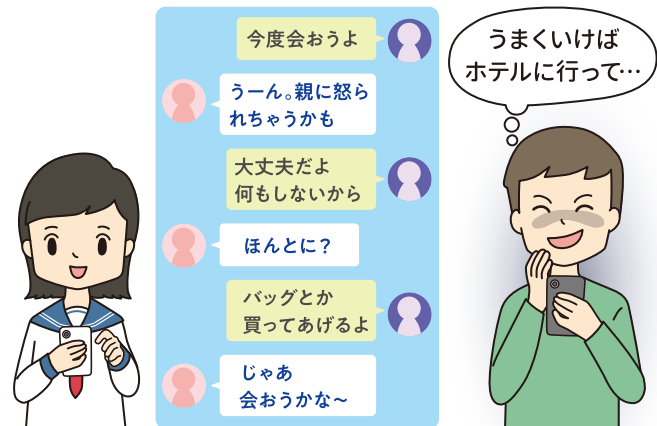
16歳未満の子ども※²に対して、

- 例えば
- 性的な行為をする目的で、うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、会うことを要求することや、
そのような要求の結果、会うこと
 - その子ども自身の性的な写真・動画を撮って
送信するように要求すること

も、「**面会要求等罪**」という犯罪です。



SNSで知り合った中学生に・・・



※² 被害者が13歳以上16歳未満である場合は、行為者が5歳以上年長のときに犯罪が成立する。

公訴時効の延長

公訴時効期間※³は、被害に遭った時(18歳未満の場合は18歳になった時)から、

- 不同意性交等致傷罪などは20年
 - 不同意性交等罪などは15年
 - 不同意わいせつ罪などは12年
- に延長されました。

※³ 犯人を処罰するために起訴することができる期間

被害に遭った、あるいは、被害に遭ったかと思った場合は迷わず相談してください

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

(はやくワンストップ)
無料 ☎ #8891
※24時間受付



性暴力に関する
SNS相談(チャット)

「Cure time(キュアタイム)」
※毎日17時～21時受付



性犯罪被害相談(警察)

(ハートさん)
無料 ☎ #8103
※24時間受付